「割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針－冠婚葬祭互助会編－」
改定案に対する意見公募手続の結果について

令和８年４月２８日
商務・サービスグループ
商取引・消費経済政策課

「割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針－冠婚葬祭互助会編－」改定案について、令和８年３月１０日から同年４月９日まで意見公募手続を実施しました。

提出されたご意見とご意見に対する考え方については以下のとおりです。行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

なお、本意見公募とは直接関係のないご意見につきましては、ご意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。

記

１．　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

令和８年３月１０日（火）～令和８年４月９日（木）

（２）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

２．　意見募集の結果

意見提出数　１件

３．　提出されたご意見とご意見に対する考え方

別紙のとおり。

以上

（別紙）

| | 提出意見 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 「ニーズ」という 曖昧な外来語を使っているが、「要望」「要求」「需要」では駄目な理由はあるか。 | 「ニーズ」という言葉は、既に一般的に使用されている言葉であると考えております。冠婚葬祭互助会は、指定役務以外の役務を提供するに先立って、調査を行いますが、ご提案の「要望」、「要求」、「需要」を含めたより広い意味合いを含めて、会員の「ニーズ」と表しております。 |